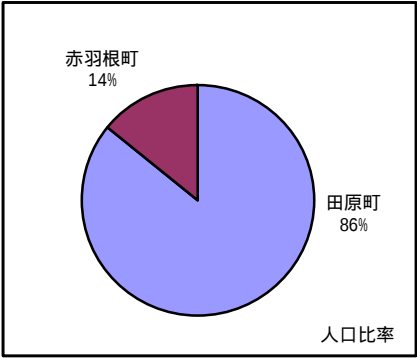


愛知県 田原市



愛知県

市町村名					合併年月		合併形態	
田原市					平成 15 年 8 月		編入合併	
対象項目								
水道			粗大ごみ	保育料			デイス ー ビス	
市町村基本情報								
合併後市町村特徴								
田原市は渥美半島に位置しており、北は三河湾、南は太平洋遠州灘に面し、東は豊橋市、西は渥美町に接している。 渥美半島全体が農業の盛んな地域であり、花き、畜産、野菜類などを中心に農業生産額は市町村単位で全国第 4 位となっている。また、工業は旧田原町に自動車メーカーの工場が立地していることから、製造品出荷額等は愛知県下第 3 位となっている。このため、旧田原町は従来から財政状況が豊かであり、合併後も財政力指数 1.62（平成 16 年単年度）、公債費比率 7.0%（平成 16 年）となっている。 田原市は平成 15 年 8 月に旧田原町と旧赤羽根町が合併して誕生したが、隣接する渥美町で平成 16 年 5 月に実施された「渥美町が田原市へ編入合併することについての意思を問う住民投票」の結果を受け、「田原市・渥美町合併協議会」が設置され、現在合併に向けた協議が進められている。								
		市町村名	面積 （k㎡）	人口 （人）	一般会計 （百万円）	特別会計 （百万円）	職員数 （人）	
現在 (H16.9)		田原市	106.40	43,694 （住基）	26,450	13,690	534	
合併直後 (H15.8)		田原市 【外ヲシ】	106.40	43,132 （H12 国調）	22,396	12,346	534	
合併直前 (H15.8)		田原町 【外ヲチヨ】	82.86	36,981 （H12 国調）	19,600	10,895	446	
		赤羽根町 【アハノチヨ】	23.54	6,151 （H12 国調）	3,336	2,073	88	
自治体情報								
住所・連絡先		住所	愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1					
		電話	0531 - 23 - 3591（田原市・渥美町合併協議会）					
		FAX	0531 - 23 - 0180（田原市・渥美町合併協議会）					
URL		http://www.city.tahara.aichi.jp（田原市） http://gappei.idct.org（田原市・渥美町合併協議会）						
E-mail		tahara-atsumi@gappei.idct.org（田原市・渥美町合併協議会）						

全般的な内容 田原市

合併の契機	渥美郡 3 町（田原町、赤羽根町、渥美町）での新設合併を目指し、平成 13 年 10 月に渥美郡 3 町合併協議会が設置され、合併協定項目についての協議が進められた。しかし、「新市の名称」及び「議会議員の身分の取扱い」等の協議が難航し、合併の目標期日の期限であった協議会への提案合意に至らず、平成 14 年 7 月に渥美郡 3 町合併協議会は休止となった。 その後、平成 14 年 11 月に旧赤羽根町から住民発議による合併協議会設置請求（田原町への編入合併）が出されたことを契機として、旧田原町で合併に関するアンケート調査が実施された。その結果、「赤羽根町との 2 町編入合併を検討」が 50.4% となったことなどから、田原町・赤羽根町合併協議会が設置され、合併に向けた協議が進められることになった。 田原市は平成 15 年 8 月に誕生したが、平成 16 年 5 月には渥美町で「田原市へ編入合併することについての意思を問う住民投票」が実施され、編入合併することに 85% が賛成という結果になったことから、田原市に対して編入合併の協議を申し入れがあり、現在、「田原市・渥美町合併協議会」が設置され、合併に向けた協議が進められている。
公共料金決定の経緯	合併方式が編入となったことから、各種事務事業については原則として旧田原町の制度に統一することが基本とされ、公共料金も負担の高低に関わらず、大半が旧田原町の料金体系がそのまま採用されることになった。 合併協議会の中では、新しいまちづくりに向けた大きな視点で議論されており、公共料金の個別項目については、住民生活に支障の無いよう速やかに一体性の確保に努めるという観点からも旧田原町の制度に統一されることとなった。
財政状況と公共料金の関係	旧田原町の良好な財政状況からすると、旧赤羽根町との合併に伴う負担増は吸収できる範囲内であり、合併後も財政運営への影響はほとんどみられない。 今後は現在の料金体系を維持できるよう、安定した行財政基盤の強化を図るとともに、行政改革を行っていく必要があると考えている。
その他	現在、渥美町との合併協議が進められており、公共料金の今後の見通しや施設の合理化等については渥美町との合併を踏まえて検討を行う必要がある。 渥美町との合併方式も編入であり、基本的には田原市の料金に統一される予定になっている。

水道料 田原市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.12)		田原市	2,257 円	口径 13 mmの水道を一般家庭で 20m ³ / 月使用した場合の一ヶ月の 料金
経過措置なし				
合併直後 (H15.8)		田原市	2,257 円	
合併直前 (H15.7)		田原町	2,257 円	
		赤羽根町	3,940 円	
公共料金決定の経緯 旧田原町の方が水道料金が低く、編入合併ということもあり、水道料金、加入分担金、水道事業手数料、料金徴収及び検針業務は旧田原町の制度に統一されることとなった。住民に対しては、「合併協議会だより」や「暮らしのガイドブック」の配布や住民説明会の開催等により周知が図られた。 水道事業計画については田原市としての新しい計画が策定される予定になったが、新しい計画が策定されるまでの間は現行の計画が引き続き運用されることになった。				
効果の検証 旧田原町の制度に統一されたことにより、公共下水道使用料は引き上げられた（20 m³ / 月使用する場合の下水道使用料は旧田原町が 1,680 円、旧赤羽根町が 1,470 円であった）が、水道料金が大幅に引き下げられたことから、水道料金と公共下水道使用料をトータルで捉えると、編入された旧赤羽根町の住民にとっては負担が軽減されることとなった。				
財政状況と公共料金の関係 旧田原町の制度に統一することが原則となっており、財政状況と水道料金の決定プロセスとの間に直接的な関係はみられない。また、旧赤羽根町の人口規模や旧田原町の財政状況を考慮すると、合併による財政運営への影響もほとんどみられない。 水道事業及び下水道事業は特別会計に区分され、独立採算で経営できるような料金体系を設定することが原則とされており、高サービス低負担を目標としつつも、この原則に配慮し、両事業の会計を総合的に検討したうえで料金体系の調整が行われた。				
今後の展望 現在、田原市・渥美町合併協議会が設置され、協議が進められており、今後については渥美町との合併を踏まえて検討を行う必要がある。 渥美町との合併方式も編入であり、基本的には田原市の料金に統一される予定になっている。				

清掃代 粗大ごみ 田原市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.12)		田原市	無料	木製たんす(高さ 100cm 幅 100cm 奥行 50cm 重量 30kg 可燃) 1 個の 料金
経過措置なし				
合併直後 (H15.8)		田原市	無料	
合併直前 (H15.7)		田原町	無料	
		赤羽根町	150 円	
公共料金決定の経緯 使用料及び手数料等については、原則として旧田原町の制度に統一されることとなり、粗大ごみの処理手数料も旧田原町の料金に合わせて無料になった。 ごみ分別・収集やごみ処理に関する諸制度も旧田原町の制度に統一され、住民に対しては、「合併協議会だより」や「暮らしのガイドブック」の配布等により周知が図られた。				
効果の検証 埋立処分場の残存容量を考慮し、有料化も検討されたが、合併によって住民負担の増加を招かないよう、原則として旧田原町の制度に統一することが基本となったことから、粗大ごみの処理手数料は旧田原町の制度に合わせて無料となった。 旧赤羽根町では、粗大ごみを個人で直接処分場に投入する場合の手数料として 25 円 / 5kg が徴収されていた。				
財政状況と公共料金の関係 旧田原町の制度に統一することが原則となっており、財政状況と粗大ごみの処理手数料の決定プロセスとの間に直接的な関係はみられない。また、旧赤羽根町の人口規模や旧田原町の財政状況を考慮すると、合併による財政運営への影響はみられない。				
今後の展望 現在、田原市・渥美町合併協議会が設置され、協議が進められており、今後については渥美町との合併を踏まえて検討を行う必要がある。 渥美町との合併方式も編入であり、基本的には田原市の料金に統一される予定になっているが、ごみ減量化に向けた料金設定のあり方の検討も必要であると考えている。				

保育所保育料 田原市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.12)		田原市	67.35%	国基準との比較
経過措置後 (H16.4)		田原市	67.35%	
合併直後 (H15.8)		田原市	合併前と同じ	
合併直前 (H15.7)		田原町	67.55%	
		赤羽根町	81.26%	
公共料金決定の経緯				
各種事務事業については住民サービスの低下を招かないよう原則として、旧田原町の制度に統一することが基本となったことから、保育料についても合併翌年度の平成 16 年 4 月から旧田原町の制度に統一された。				
効果の検証				
旧田原町の料金体系に統一されたため、旧赤羽根町の住民負担は軽減されており、特段の反応はみられない。				
財政状況と公共料金の関係				
旧田原町の制度に統一することが原則となっており、財政状況と保育料の決定プロセスとの間に直接的な関係はみられない。また、旧赤羽根町の保育所利用者数や旧田原町の財政状況を考慮すると、合併による財政運営への影響もほとんどみられない。				
今後の展望				
現在、田原市・渥美町合併協議会が設置され、協議が進められており、今後については渥美町との合併を踏まえて検討を行う必要がある。				
渥美町との合併方式も編入であり、基本的には田原市の料金に統一される予定になっている。				

デイサービス通所サービス 田原市

		市町村名	料金	料金の単位・その他
現在 (H16.12)		田原市	1,412 円	1 回あたり利用料本人負担金（6 時間以上 8 時間未満利用の要介護 3 の方「利用料＋食事＋往復送迎代＋介助浴」の合計額）
経過措置なし				
合併直後 (H15.8)		田原市	1,412 円	
合併直前 (H15.7)		田原町	1,465 円	
		赤羽根町	1,412 円	
公共料金決定の経緯				
各種事務事業については住民サービスの低下を招かないよう原則として、旧田原町の制度に統一することが基本となったことから、旧赤羽根町の社会福祉協議会も旧田原町の社会福祉協議会に統合されるよう調整が図られた。 デイサービスの利用者負担については、食事代以外は国基準の料金設定とされ、食事代だけは低い料金が設定されていた旧赤羽根町の基準に統一された。				
効果の検証				
食事代だけであるが、低い料金が設定されていた旧赤羽根町の基準に統一されたため、利用者からの特段の反応はみられない。				
財政状況と公共料金の関係				
財政状況とデイサービス利用料金の決定プロセスとの間に直接的な関係はみられない。また、旧赤羽根町の人口規模や旧田原町の財政状況を考慮すると、合併による財政運営への影響もみられない。				
今後の展望				
現在、田原市・渥美町合併協議会が設置され、協議が進められており、今後については渥美町との合併を踏まえて検討を行う必要がある。 渥美町との合併方式も編入であり、基本的には田原市の料金に統一される予定になっている。				